



# ASC JAPANDESK MONTHLY BULLETIN



November, 2020



Dear Reader,

**Konnichiwa,**

I would like to express my gratitude to you to take out your valuable time to read our monthly newsletter “**ASC Japandesk Monthly Bulletin**”. Our objective of releasing this newsletter is imparting relevant information, press releases, notifications, periodic updates, news, policies, events, announcements, opportunities, etc. pertaining to India and Japan and to keep you updated. There is a “Cultural Corner” also in this newsletter giving the background and importance of festivals or cultural events celebrated in India or Japan in the previous month.



We, as ASC, always believe in strengthening the relationship of India & Japan and between their people, exchanging each other’s cultures and provide its services & support to Japanese Corporations and Expatriates. We understand and value holistic growth through our expert consultancy services in the field of taxation, assurance, financial and legal dimensions.

I am hopeful that reading this newsletter would be rewarding to the readers. This small initiative shall go a long way in building our healthy relationships and create the platform to work together in near future. I would like to request my readers to kindly share your valuable comments & suggestions on this initiative for its further improvisation.

I wish to close my note with the words “**Content could be anything, but it should add value to the reader’s life**”.

**Arigatoo Gozaimasu!!**

CA Amit Kumar Rai  
Vice-President, ASC Group

読者の皆様へ

大変お世話になっております。

この度、弊社 ASC Group で月次のニュースレターを発行する運びとなりました。  
目を通していただきましてありがとうございます。



ニュースレターの発行の目的は、税務、法務コンプライアンスのアップデート、上記に関わらず日印間におけるニュースの共有です。

毎月 7 日から 10 日の間に前月のハイライトをまとめてお届けする予定です。

インドで起こる日々は良い意味でも、悪い意味でも日本で過ごす日々とは一味違うと思います。ここでの経験、縁が将来なにか面白いものを生み出すと確信しております。インドにいる日本人という貴重な縁に感謝し、ASC Group として日系企業様のお力になれましたら幸いです。

本ニュースレターは弊社の事業領域のみならず、日本、インドに関わる話題、インドの文化の情報などを掲載していきます。皆様のお役に立てれば幸いです。

記事の内容についてのご要望、ご質問等ありましたらぜひともご連絡ください。

得居 大祐

ジャパンデスク マネージャー、 ASC グループ

## 目次

## 記載ページ

### 🔑 REGULATORY UPDATES

- Income Tax 5-6
- Goods and Services Tax (GST) 7
- Foreign Trade Policy 8
- The Reserve Bank of India 9

### 🔑 INDIA-JAPAN NEWS UPDATES

- 日本とインドがパートナーシップを結び、持続可能な開発を推進 10
- 日本は生産拠点を中国からインドに移転するため、2社に補助金を提供 11
- 日本・インドの「特許審査ハイウェイ」、2年目の申請受け付け発表 12
- 主要10分野で生産連動型優遇策（PLI）を導入 13
- 新たな経済政策「自立したインド 3.0」を発表 14

### 🔑 COVID-19 UPDATES

- インドにおける COVID-19 のハイライト 15-18
- UNLOCK 7.0 ガイドライン 18
- COVID-19 に戦うために政府が講じた措置 19

### 🔑 CULTURAL CORNER

- デイワリ 20-21

### 日本は生産拠点を中国からインドに移転するため、2社に補助金を提供



日本は補助金を出すことで、中国からインドに生産拠点を移転する2社に資金援助する...詳細は 11 ページへ

### 日本・インドの「特許審査ハイウェイ」、2年目の申請受け付け発表



インド特許庁（IPO）は 11 月 23 日、日本とインドの「特許審査ハイウェイ...詳細は 12 ページへ

### 新たな経済政策「自立したインド 3.0」を発表



インド財務省は 11 月 12 日、「新型コロナウイルス禍」に見舞われてから第 3 弾とな...詳細は 14 ページへ



## Equalisation levy (Amendment) Rules, 2020 notified

Finance Act 201により導入された均等化税 **Equalisation levy (EL)** では、オンライン広告および関連サービスを非居住者から利用する特定の個人は、対価総額と預金の6%をインド政府に留保することが義務づけられた。

2020年4月1日から施行されたFinance Act 2020は「非居住者の電子取引事業者」が受領した、もしくは受領する対価をその範囲内に含むように範囲を拡大した。電子商取引供給/サービスELは、NR電子商取引業者が受け取るべき対価の額の2%で支払われる必要

がある。

Advertisement ELとは異なり、電子商取引の供給/サービスELに対する支払い義務は非居住者の電子取引事業者にある。非居住者の電子取引事業者は四半期ごとにELを預け、6月30日までに年次報告書を提出しなければならない。

電子商取引供給/サービス EL に関する規定を実施するために、既存の EL 規則および付属書式が 2020 年 10 月 28 日に CBDT によって修正された。

\*\*\*\*\*

## 不動産売却の場合の許容限度額が10%から20%に増加

2020年11月12日に大蔵大臣が発表した Self-Reliant India Package 3.0 には、不動産開発業者と住宅購入者に対する一定の所得税減税措置が盛り込まれている。

所得税法上、サークルレートが申告(実際)対価を超過した場合、印紙税額の課税価格(サークルレート)は、不動産の売買代金とみなされる。その結果、他の収入源からの収入を計算する目的で、印紙税額の価値は購入者の場合の購入対価とみなされた。

Finance Act, 2018は、不動産開発業者と購入者に救済を提供した。発表された救済によれば、前記みなし条項は、売買対価とサークルレートとの差額が5%を超える場合にのみ発動される。

さらなる救済を提供するために、Finance Act 2020は、前述の許容限界を5%から10%に引き上げた。したがって、現在、サークルレートは、契約額とサークルレートとの差が10%を超える場合に限り、不動産開発業者や購入者の売買対価とみなされている。

現在、不動産セクターの需要を喚起し、不動産デベロッパーがサークルレートを大幅に下回るレートで未売却在庫を清算し、住宅購入者に利益をもたらすことを可能にするため、CBDTは、許容限度を10%から20%に引き上げた。この救済措置は、2020年11月12日から2021年6月30日までの期間限定で、2クローレルピーまでの価値を有する住宅ユニットの一次販売についてのみ認められている。



## 売上高が 100 クロールピーを超える納税者に対する電子請求 (GST E-invoicing) の適用

500 クロールピー超の売上高を有する納税者に適用された Phase – I の GST e-Invoicing の実施が成功した後、インド政府は、2021 年 1 月 1 日から 100 クロールピー超の売上高を超える納税者に適用される GST e-Invoicing 条項の作成を義務付けた。ただし、GST の

電子請求規定は、銀行会社、非銀行金融会社、その他の金融機関、物品運送代理店、旅客輸送サービスのプロバイダー、マルチプレックスおよび SEZ ユニットには適用されない。



## Rebate of State Levies (RoSL) スクリップを通じて支払われた関税の回収

インド政府は、衣類および化粧品の輸出に対する州の VAT およびその他の州税の発生率を軽減するために、AIR Schedule of Duty の欠点の 61、62、63 章に該当する RoSL スキームを通知した。以前の RoSL スキームは 2019 年 3 月 6 日まで運用されていたが、現在は Rebate of State and Central Taxes and Levies (RoSCTL) スキームに置き換えられている。

RoSL リベートは、繊維省 (MoT) の予算配分に基づいて、輸出業者の銀行口座で以前に公表されていた。その後、2019 年 3 月 7 日付の MoT の通知と 2020 年 6 月 9 日付の改訂版通知により、予算の制限のためにリリースすることができなかった RoSL の保留中の権利について、残りの RoSL リベートは、DGFT によって電子関税クレジット スクリプトの形で付与されることが決定された。これは、RoSCTL スキームで発行される スクリプトの行に記載され

る。これらのスクリプトは、関税及び中央消費税の納付に利用することができる。RoSL スキームで発行された スクリプトは、自由に転送できる。RoSL の超過支払額の回収メカニズムは、2020 年 8 月 5 日付けの運輸省の通知に規定されている。DGFT の地方当局は、RoSL のもとでの スクリプトメカニズムを通じて DGFT が発行する給付に関して行われるべき回収について責任を負う。

上記のメカニズムと区別して、現在 DGFT によって スクリプトが発行されている RoSL の保留中の権利については、RoSL の下で与えられたリベートに関係するかもしれない誤用のすべての事例は、Shri Praveen Kumar, Dy. DGFT, Udyog Bhawan, Maulana Azad Road, New Delhi-II に通知されるべきである。Praveen Kumar はこのような問題を調査するための基幹権限として DGFT によって指名された。



## 新しい連結外国直接投資 (FDI) 政策を 2020 年 10 月 15 日から実施

FDIは経済発展の主要な源泉と考えられている。FDIは経済に長期的に持続可能な資本を注入し、とりわけ技術移転、戦略的セクターの開発、より大きなイノベーション、競争、雇用創出に貢献する。インド政府は、加速する経済成長及び開発のために国内資本、技術及

び技能を補完するために、常にFDIを誘致し促進する傾向にある。

インド政府FDI局 [商工省産業通商振興局 (DPIIT)] は、2020年10月15日に新たな統合FDI政策を公表した。詳細については以下のリンクを参照ください。

リンク: [https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020\\_0.pdf](https://dipp.gov.in/sites/default/files/FDI-PolicyCircular-2020-29October2020_0.pdf)

---

## 日本とインドがパートナーシップを結び、持続可能な開発を推進

日本(世界第 3 位の経済大国)はエネルギー需要を海外に求め続けており、特に化石燃料、石油、石炭、天然ガスの輸入に大きく依存している。菅義偉首相は初めての施政方針演説で、2050 年までに温室効果ガスと二酸化炭素の排出量をゼロにすることを公約し、持続可能な開発と成長という世界の目標に焦点を当てた。

持続可能な開発目標 (SDGs) と経済成長目標の達成のためにパートナー国と協働することは、日本及びインドのような志を同じくする国の、常に継続的な努力である。国際協力機構 (JICA) が出資する政府開発援助 (ODA) 融資に関する 2020 年 3 月の最新情報は、インドの重要なセクターへの投資を対象としている。

この目標を達成するためにインド全土に広がる 9 つのプロジェクトのために JICA とインド政府との間で締結された協定は以下である。

1. Dedicated Freight Corridor Project
2. Mumbai Metro Line 3 Project
3. Ahmedabad Metro Project
4. Mumbai Trans-Harbor Link Project
5. North East Road Network Connectivity Improvement Project
6. Madhya Pradesh Rural Water Supply Project
7. Project for Pollution Abatement of Nag River in Nagpur, Maharashtra
8. Project for Ecosystem Restoration in Gujarat
9. Project for Community-Based Forest Management and Livelihoods Improvement in Meghalaya

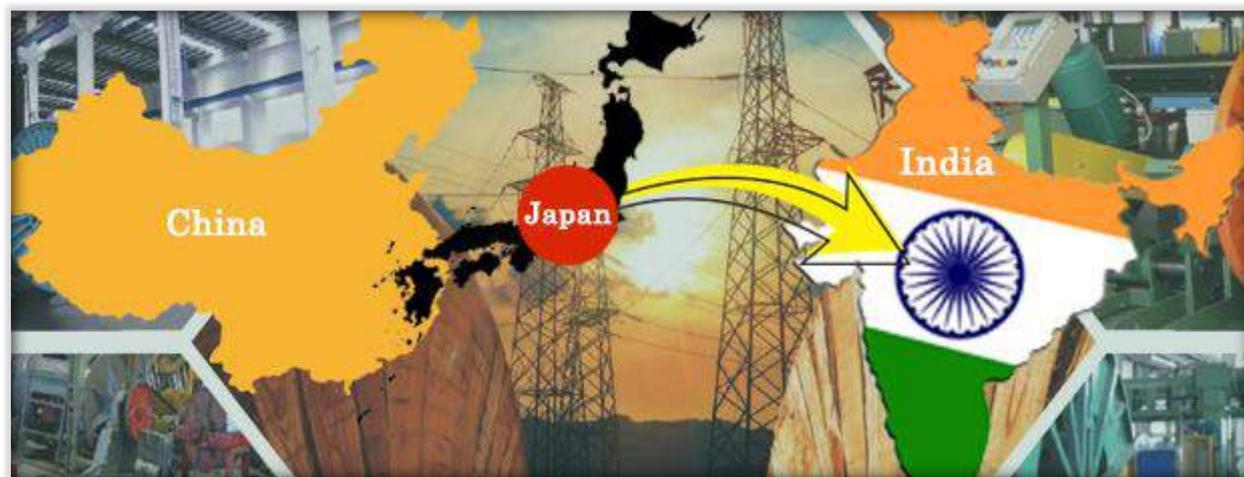


最も重要なことは、上記のすべてのプロジェクトが、2030 年までに国連の SDGs 達成に直接貢献することである。日本はインドの北東部における協力を、インドが東南アジアとつながる地理的重要性から特に重視しており、インドも同時に「Act East」政策を推進している。東京については、東南アジアが日本の対外直接投資と供給網の伝統的な拠点であることから、同地域でのプロジェクトの確保が重要である。

戦略は、持続可能な開発の既存の道を継続し、新たな道を促進するものである。こうした複数の ODA 案件は、両国にとって引き続き重要である。これらは、インドと日本との共生関係の戦略的基盤を測定するための基準となる。同時に、インド太平洋地域において国連が定めた SDGs を達成するために、革新的な技術と協力戦略の両方を徹底的に推進している。

ソース：Japan Forward

## 日本は生産拠点を中国からインドに移転するため、2社に補助金を提供



日本は補助金を出すことで、中国からインドに生産拠点を移転する2社に資金援助することに合意した。それらの2社は**豊田通商**と**墨田**です。そして、それはインドのナレンドラ・モディ首相と世界の投資家の会合で発表された。

豊田通商はレアアースの製造設備の設置を、墨田は自動車部品の設置を検討している。政府関係のソースは、「これらの企業をインドに誘致するための作業が進められており、日本側は、両国にとってより魅力的なプロセスとなるよう支援することを決定した」と話した。インドと日本は、中国の支配的地位の高まりに対抗するための連合を構築しようとしており、COVID-19 のパンデミックの影響で、関係は強化されている。

中国に生産拠点を持つ日本企業は 3 万社、インドに拠点を持つ企業は 5,100 社と推定される。

日本貿易振興機構 (JETRO) は先日、10 社の日本企業がインド企業とのハイテクプロジェクトに参入するのを支援すると発表した。そのリストにはスズキとオリンパスが含まれていた。スズキは農村部の交通バス運行管理システムの IT インフラ整備に、オリンパスと HCL テクノロジーズは医師支援技術に取り組んでいる。

日本は 20 億ドルのイニシアティブを発表していたが、これは非公式ながら、企業の一部を他の市場に分散させるとともに、再支援することを目的としていた。資金調達の大部分は、中国から日本に移転する組織にも向けられている。インドとバングラデシュは、支援が提供される国の一つである。

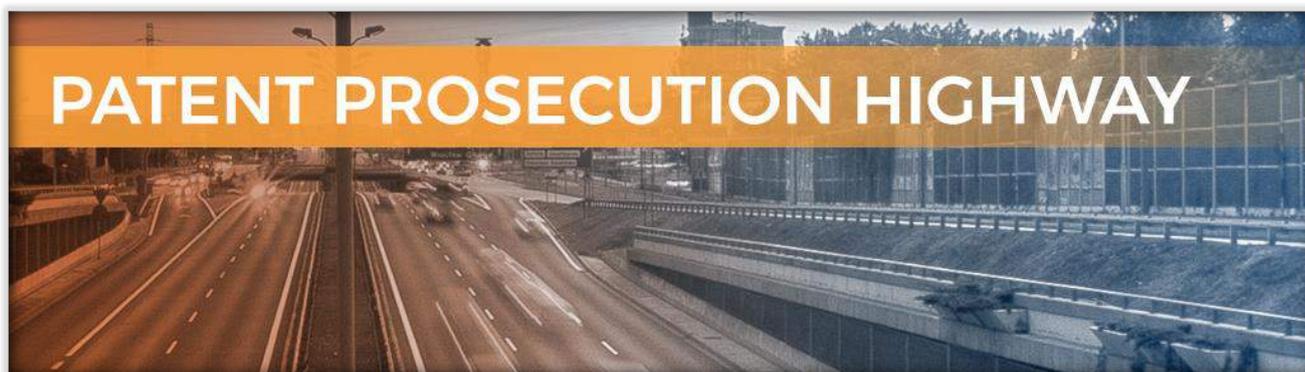
ソース : The Times of India

## 日本・インドの「特許審査ハイウェイ」、2年目の申請受け付け発表

インド特許庁（IPO）は11月23日、日本とインドの「特許審査ハイウェイ（PPH：Patent Prosecution Highway）」（注）試行プログラムに係る申請受け付けを12月7日から開始することを公表<sup>1</sup>した。日印 PPH は3年間の試行期間として2019年12月5日に始まり、今回の公表は本プログラム2年目の開始を周知するものだ。

IPO は日印 PPH の枠組みで年間最大100件までの PPH 申請を受理する。申請者は IPO と日本特許

庁 JPO）が公表する日印 PPH ガイドライン<sup>2</sup>に従い、特許出願の技術分野や申請時期などの要件を満たすことを確認した後、所定の様式に基づいて IPO に申請を行う。本プログラム実施1年目では、PPH を利用したことで通常よりも迅速に審査着手や特許登録が行われたという肯定的な声が日系企業から寄せられた。一方で、IPO への申請手続きなどに関する問題も指摘されている。



1年目の運用の中で指摘された問題の1つは、PPH 申請が受理されるためには「PPH 申請された出願の実体審査が開始されていない」ことが要件にある点だ。しかし、これまでは IPO で当該出願の実体審査が開始されたか否かを出願人が事前に知ることができなかった。そのため、当該要件を満たさないために、日本企業の PPH 申請が拒否されるといった事態が発生していた。

そこで、本プログラム2年目を開始するに当たり、日本政府と日本企業の要請を踏まえ、IPO は提供する知財情報データベース InPASS<sup>3</sup> 上の出願ステータス表示機能を改善し、出願人が事前に審査ステータスを確認することができるよう対応した。PPH 申請を行う予定

の日本企業は、事前に審査ステータスを確認することが推奨される。

企業が事業展開する際に迅速、的確に特許権を取得することはますます重要となる。今後も両国の協力の下、さらなる運用改善が継続されることで、本プログラムの活用の可能性が高まる。

（注） PPH とは、各国知財庁間における審査協力枠組みの1つで、第一庁（先行庁：例えば JPO）で特許可能と判断された出願について、出願人の申請により、第一庁と本取り組みを実施している第二庁（後続庁：例えば IPO）で簡易な手続きで早期審査が受けられるようにする。

引用: <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/11/ee5aff1d10b832d7.html>

## 主要 10 分野で生産連動型優遇策（PLI）を導入



インド政府は 11 月 12 日、国内製造業振興のため、生産連動型優遇策（PLI）の対象分野に、自動車・自動車部品やセル電池など主要 10 分野を新たに対象に加えると発表<sup>1</sup>した。PLI スキームは、既に電子機器製造分野や医療機器・医薬品有効成分（API）分野で導入されている（2020 年 5 月 21 日記事、2020 年 6 月 2 日記事参照）。今回、対象範囲を大幅に拡大させることでインドにさらなる投資を呼び込み、国内生産と輸出の強化を通じてグローバル・サプライチェーンの一角を担うことを目指す。

発表では、PLI スキームの適用要件や申請方法など詳細は明らかにされていない。しかし、主要 10 分野の内訳をみると（添付資料表参照）、日系企業の存在感が最も強い自動車・自動車部品の 5,704 億ルピー（約 7,986 億円、1 ルピー＝約 1.4 円）を筆頭に、先端化学・セル電池が 1,810 億ルピー、医薬品が

1,500 億ルピーなど、5 年間で総額 1 兆 4,598 億ルピーが補助金として供与されることになる。既に導入済み的一部分野に対する補助金も含めると、政府による PLI スキームへの拠出額は総計約 2 兆ルピーに上る。PLI スキームは事前に財政委員会（EFC）の評価を受け、内閣による承認を受ける必要がある。また、PLI スキームは分野ごとに所轄省庁が異なり、各省庁に割り当てられた予算の範囲内で実施されるが、予算が余る場合には、内閣の新たな承認を前提に省庁間で予算を融通することができる。

今回の政府発表を受け、産業界からはおおむね歓迎する声広がった。インド工業連盟（CII）パンジャブ州議会議員長のラーフル・アフジャ氏は「（新たな）PLI スキームの導入により主要 10 分野の輸入が大幅に減少し、国内企業の競争力強化に貢献する」と前向きに評価した（「タイムズ・オブ・インディア」紙 11 月 14 日）。

引用: JETRO

## 新たな経済政策「自立したインド 3.0」を発表

インド財務省は 11 月 12 日、「新型コロナウイルス禍」に見舞われてから第 3 弾となる経済対策「Atmanirbhar Bharat Package 3.0」（注）を発表した。今回の施策は雇用対策や農家支援、ワクチン

ン開発に係る研究開発センターへの支援など 12 項目。資本支出を含む総額は 2 兆 6,508 億ルピー（約 3 兆 7,111 億円、1 ルピー＝約 1.4 円）に上る。内容は以下のとおり。

1. 雇用創出を加速させる新スキーム：従業員積立基金登録企業で新たに雇用された月給 1 万 5,000 ルピー以下の従業員と、月給 1 万 5,000 ルピー以下で「新型コロナ禍」で失職し、10 月 1 日以降新たに雇用された従業員向けに、中央政府は 2 年間、従業員積立基金を政府が負担するかたちで補助金を支給する
2. 中小企業向けの緊急融資枠保証スキームを 2021 年 3 月 31 日まで延長
3. 10 の主要分野に総額 1 兆 4,600 億ルピーの生産連動型インセンティブスキームを導入
4. 1,800 億ルピーを Pradhan Mantri Awas Yojana（都市部で手頃な価格の住宅を供給することを目的とし、2015 年に開始された計画）に追加供給
5. 政府入札に係る規制緩和を通じた建設・インフラ産業の支援
6. 不動産開発者と住宅購入者への所得税控除
7. 政府のインフラファンド向けに 600 億ルピーを出資
8. 農家向けに 6,500 億ルピーの肥料補助金を支給
9. 農村部での雇用促進のために 1,000 億ルピーを追加支出
10. インド輸出入銀行への 300 億ルピーの資金供給を通じた輸出促進
11. 国内の防衛機器、産業インフラ、グリーンエネルギー分野向けに 1,020 億ルピーの追加支出
12. 新型コロナウイルスワクチン開発の研究開発センターへ 90 億ルピー（約 126 億円）を支出



インド財務省によると、3 月に発表した貧困層向けの支援策（[2020 年 3 月 27 日記事参照](#)）、5 月の経済対策第 1 弾（[2020 年 5 月 20 日記事参照](#)）、10 月の第 2 弾（[2020 年 10 月 21 日記事参照](#)）、インド準備銀行（中央銀行）からの支援策などを合わせると、現時点で政府が打ち出した対策の総額は 29 兆 8,764 億ルピーになり、この規模は、GDP の 15%

に当たるといふ。

これまでの経済対策の進捗状況と今回の第 3 弾経済政策の詳細、全経済対策の内訳などはインド財務省の発表に係る[プレゼンテーション資料](#)から確認することができる。

（注）Atmanirbhar Bharat はヒンディー語で「自立したインド」の意。

引用: JETRO

## インドにおける COVID-19 と UNLOCK ガイドラインのハイライト

現在も感染が確認されている 435,603 人と 137,621 人の死亡が 2020 年 11 月 30 日の月末に報告されている。さらに、マハラシュトラ州、カルナタカ州、デリー州、アンドラ・プラデシュ州、ウッタル・プラデシュ州、タミル・ナードゥ州、ケララ州では、インドでの症例の大部分が報告されている。

デリーでは、ここ数日で新たに 6,000 ケース以上の症例が毎日報告されるようになり、症例数が増加している。他のどの都市も、一日に 6,000 件以上のケースを報告していなくて、デリーでは現在、4 万人近くの患者が活動中である。そのため、首都は現在、マハラ



シュトラ州とケララ州に次いで COVID-19 のケース数で第三位になっている。デリーは 1 日当たりの患者数が過去最高を記録しただけでなく、4 カ月以上ぶりに単独で

患者数が最大になった。

予想されたように、COVID-19 のケースの増加は、ディワリ祭りの後にも注目されている。それ以来、毎日の新規症例が増加している。しかし、それでもなお、2020 年 11 月 15 日の WHO 疫学的アップデートによれば、イ

ンドではケース数が 5% 減少し、死亡者数が 12% 減少している。活動のほとんどはマハラシュトラ州、ケララ州、デリー州に集中していた。

### ワクチンアップデート

ノベルコロナウイルスのパンデミックがインドで始まってから約 11 カ月後、AstraZeneca と University of Oxford が開発中のワクチンという形で、ようやく賞賛が与えられるかもしれない。年内に承認され、来年一月にも発売されるの可能性がある。



### COVID-19 ダッシュボード (2020 年 11 月 30 日現在)



## インドにおける COVID-19 ケースの州別の状況

STATE/UTS	TOTAL CASES	ACTIVE	DISCHARGED	DEATHS	ACTIVE RATIO	DISCHARGE RATIO	DEATH RATIO
Andaman And Nicobar	4,710	99	4,550	61	2.10%	96.60%	1.30%
Andhra Pradesh	8,68,064	7,840	8,53,232	6,992	0.90%	98.29%	0.81%
Arunachal Pradesh	16,282	817	15,411	54	5.02%	94.65%	0.33%
Assam	2,12,776	3,399	2,08,396	981	1.60%	97.94%	0.46%
Bihar	2,34,610	5,359	2,27,987	1,264	2.28%	97.18%	0.54%
Chandigarh	17,409	1,062	16,070	277	6.10%	92.31%	1.59%
Chhattisgarh	2,37,322	19,635	2,14,826	2,861	8.27%	90.52%	1.21%
Dadra & Nagar Haveli And Daman & Diu	3,332	16	3,314	2	0.48%	99.46%	0.06%
Delhi	5,70,374	32,885	5,28,315	9,174	5.77%	92.63%	1.61%
Goa	47,963	1,335	45,940	688	2.78%	95.78%	1.43%
Gujarat	2,09,780	14,970	1,90,821	3,989	7.14%	90.96%	1.90%
Haryana	2,34,126	18,362	2,13,336	2,428	7.84%	91.12%	1.04%
Himachal Pradesh	40,518	8,289	31,584	645	20.46%	77.95%	1.59%
Jammu And Kashmir	1,10,224	4,965	1,03,565	1,694	4.50%	93.96%	1.54%
Jharkhand	1,09,151	2,016	1,06,171	964	1.85%	97.27%	0.88%
Karnataka	8,84,897	23,298		11,778	2.63%	96.04%	1.33%
Kerala	6,02,982	62,025	8,49,821	2,244	10.29%	89.34%	0.37%

STATE/UTS	TOTAL CASES	ACTIVE	DISCHARGED	DEATHS	ACTIVE RATIO	DISCHARGE RATIO	DEATH RATIO
Ladakh	8,415	809	7,489	117	9.61%	89.00%	1.39%
Lakshadweep	0	0	0	0	0%	0%	0%
Madhya Pradesh	2,06,128	14,771	1,88,097	3,260	7.17%	91.25%	1.58%
Maharashtra	18,23,896	91,623	16,85,122	47,151	5.02%	92.39%	2.59%
Manipur	25,045	3,198	21,566	281	12.77%	86.11%	1.12%
Meghalaya	11,810	763	10,936	111	6.46%	92.60%	0.94%
Mizoram	3,847	343	3,499	5	8.92%	90.95%	0.13%
Nagaland	11,186	928	10,194	64	8.30%	91.13%	0.57%
Odisha	3,18,725	4,921	3,12,065	1,739	1.54%	97.91%	0.55%
Puducherry	36,968	460	35,898	610	1.24%	97.11%	1.65%
Punjab	1,52,091	7,842	1,39,442	4,807	5.16%	91.68%	3.16%
Rajasthan	2,68,063	28,653	2,37,098	2,312	10.69%	88.45%	0.86%
Sikkim	4,989	248	4,632	109	4.97%	92.84%	2.18%
Tamil Nadu	7,81,915	10,997	7,59,206	11,712	1.41%	97.10%	1.50%
Telangana	2,70,318	9,627	2,59,230	1,461	3.56%	95.90%	0.54%
Tripura	32,726	592	31,764	370	1.81%	97.06%	1.13%
Uttar Pradesh	5,43,888	24,099	5,12,028	7,761	4.43%	94.14%	1.43%
Uttarakhand	74,795	5,059	68,505	1,231	6.76%	91.59%	1.65%
West Bengal	4,83,484	24,298	4,50,762	8,424	5.03%	93.23%	1.74%

## UNLOCK 7.0 ガイドライン



MHA は Unlock ガイドラインを発表する一方で、この指令の主な焦点は COVID-19 の普及に対して達成された実質的な利益を統合することであり、国内での積極的な症例数の着実な減少にも見られると述べた。ガイドラインは、いくつかの州の新しい症例の最近の感

染者数増加を考慮して、継続的な祭りの季節と冬の間にかかる、パンデミックを完全に克服するためには、注意を維持する必要がある、厳密に**"監視、封じ込めと注意"**に焦点を当てて規定された封じ込め戦略に従う必要があることが強調されていると述べた。

このガイドラインは 2020 年 12 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日まで施行される。

以下を除き、すべての活動は、封じ込めゾーンの外で許可されている。これらは、特定の制限付きで許可されている。

- ☞ MHA によって許可された乗客の国際航空旅行
- ☞ 映画館および劇場 (最大 50%の容量)
- ☞ 水泳プール (スポーツを行う者の訓練のためのものに限る)
- ☞ 企業間 (B 2 B) 専用の展示場
- ☞ 社会的、宗教的、スポーツ的、娯乐的、教育的、文化的、宗教的な集会で、最大でホールの収容能力の 50%、または閉鎖空間で 200 人を上限とする (視界または空地における地面/空間のサイズの維持)。しかし、状況の評価に基づいて、州または UT の政府は、閉鎖空間において 100 人以下に制限することを認められている
- ☞ 州と UTs は、COVID-19 の拡散をチェックするために夜間外出禁止令のような地域的な制限を課すことができるが、封じ込め区域の外に封鎖を課す前にセンターに相談しなければならない

## COVID-19 に戦うために政府が講じた措置

インド政府は UN Women と協力して、女性主導のスタートアップが COVID-19 との戦いにおける問題を助け解決することができる革新的なソリューションを考案することを奨励し参加させることを目的として、2020 年 4 月に「COVID-19 Shri Shakti Challenge」を開催した。

このチャレンジは、アイデア段階と概念実証 (PoC) 段階の 2 段階で実施された。革新的な解決策を、革新性、有用性、関連性、社会への影響を含むパラメータで評価した。このチャレンジは女性主導のスタートアップ 6 社によ

て勝ち取られた。提示されたソリューションの品質は素晴らしく、審査員はそれらを評価するのに苦労した。そこで、集中的な議論と検討を行った結果、上位 3 件を受賞者とし、提案されたソリューションの質の高さを考慮し、さらに 3 件を「有望なソリューション」として認定することとした。上位 3 社の受賞者に 5 ラックルピーの報奨金を支払うと発表したことに加え、UN Women は、有望な解決策として選ばれた 3 社のスタートアップにそれぞれ 2 ラックルピーの報奨金を支払うことに同意するほど寛大だった。

### トップ 3 の勝者は-

1. バンガロールに拠点を置く Resada Lifesciences Private Limited は、COVID-19 だけでなく他の感染症にも関連があり、合成化学物質の代わりに植物抽出物で開発された**ノンアルコール手指消毒剤**を提出した。
2. シムラに拠点を置く iHeal HealthTech Private Limited は、病院や他のサービスプロバイダーのコスト削減に役立つ**PPE とマスクの安全な再利用のための Made in India UV 滅菌ボックス**を構築した。
3. ケララに拠点を置く Thanmatra Innovations Private Limited は、スプレーするだけの簡単なプロセスで、**布のどの部分も数分以内に抗ウイルスマスクに変換するのを助けることができる抗菌溶液**を考え出した。

### 別の 3 つの「有望なソリューション」は-

1. バンガロールに拠点を置く Seragen BioTherapeutics Private Limited は COVID-19 による呼吸窮迫を治療するための**血漿溶液**を開発した。
2. バンガロールに拠点を置く Empathy Design Labs は、**妊婦が毎日妊娠をモニターできるウェアラブルデバイス「Kriya」**を開発した。
3. STREAM Minds が開発した「Dobot」は、**完全自動化されたロボット**で、病院や診療所を COVID-19 のリスクから安全にするための社内搬送アシスタントとして機能する。

インド政府は「Shri Shakti Challenge」の受賞者に敬意を表し、彼らが開発したソリューションが成熟して本格的な製品になり、COVID-19 との戦いにさらに役立つ堅牢なソリューションへとスケールアップできることを願ってい

る。Shri Shakti Challenge のすべての受賞者と参加者は、インドに存在する人材プールの真の証しであり、このチャレンジはインドにおける女性起業家精神の促進に大いに役立つでしょう。

引用: <https://pib.gov.in/PressReleaseDetail.aspx?PRID=1669816>

## ディワリ



ディワリはインドで最も重要なヒンドゥー教の祭りの一つで祝われる。「ディワリ」という言葉は、サンスクリット語で「光の列」を意味する「DIPAWALI」に由来する。ディワリ祭りは、その巨大な人気と華麗な花火のためだけでなく、**暗闇に対する光の勝利、悪に対する善、無知に対する知識を象徴している**ので重要だ。それはまた、冬の始まりであり、自然と人間の両方において、すべての新しいことの始まりでもある。

祭りの期間中、ディヤ、ろうそく、ランプが家中に灯される。家々は色とりどりのライトやランゴリーで飾られている。

ディワリのお祝いは清めの儀式としても使われる。ディワリに至るまでの日々、人々はそれぞれの家庭や職場を掃除し、改装し、装飾している。これは、この1年間心配事や悩みをすべて解消し、光の中に踏み出すことを意味する。

### 祭りの背景にある物語...

ディワリのルーツは古代インドに由来する。そして、他の多くのヒンドゥー教の祭りと同様に、ディワリの起源と見方は地域と伝統によって異なり、それは話し言葉を通じて何世代にもわたって語り継がれてきた物語や伝説の文化に帰することができる。主にこの祭りでは、王位を取り戻し任務を果たすために14年間亡命していた Rama 卿が、妻の Sita と弟の Lakshmana と共に故郷の Ayodhya に帰還したことを祝う。10頭の悪魔の王 - Ravana を破ったことで、復帰は大きな意味を持つ。その後、[ダンシャラ](#)の祭りを繋ぐ。

ベンガルでは Kali 女神 (力の闇女神) が崇拝されている。

南インドでは、この祭りは悪魔の Narakasura が Krishna 卿に敗れたことを記念するものだ。

中には、Lakshmi 女神と Vishnu 卿の結婚を記念してディワリを祝う人もいれば、Lakshmi 女神の誕生日としてディワリを祝う人もいる。





# CONTACT US



## Delhi Head Office

73, National Park, Lajpat Nagar IV,  
New Delhi - 110024 (India)  
Phone: +91-11-41729056-57, 41601289  
[www.ascgroup.in](http://www.ascgroup.in), [info@ascgroup.in](mailto:info@ascgroup.in)

## Noida Corporate Office

C-100, Sector-2, Noida- 201301  
Uttar Pradesh (India)  
Phone No: +91-120-4729400

## Gurgaon Office

605, Suncity Business Tower  
Golf Course Road, Sector-54,  
Gurugram - 122002, Haryana (India)  
Phone No.: +91-124-4245110/116

## Mumbai Office

Sagartech Plaza,  
B- Wing, Office No. 605,  
Andheri Kurla Road,  
Sakinaka, Andheri (East),  
Mumbai - 400 072, Maharashtra (India)  
Phone No: 022-67413369/70/71

## Bengaluru Office

0420, Second Floor,  
20th Main, 6th Block, Koramangala,  
Bangalore - 560095, Karnataka (India)  
Phone No.: 80-42139271

## Chennai Office

Level2 - 78/132,  
Dr RK Salai Mylapore  
Chennai - 600004, Tamil Nadu (India)  
Mobile No: +91-8860774980

## Singapore Office

11 Woodlands Close, #04-36 H,  
Woodlands 11, Singapore - 737853  
Mobile No: +65-31632191  
[www.ascgroup.sg](http://www.ascgroup.sg),  
[info@ascgroup.sg](mailto:info@ascgroup.sg)

## Canada Office

885 Progress Ave Toronto  
Ontario M1H 3G3 Canada  
Mobile No: +1437-774-4488  
[www.ascventures.ca](http://www.ascventures.ca),  
[info@ascventures.ca](mailto:info@ascventures.ca)

### Contact Person (Indian side)

**CA Amit Kumar Rai**

**Vice President**

**[amit.rai@ascgroup.in](mailto:amit.rai@ascgroup.in)**

**M: +91-9667699523**

### Contact Person (Japanese side)

**Daisuke Tokui**

**Manager**

**[japandesk@ascgroup.in](mailto:japandesk@ascgroup.in)**

**M: +91-9560699390**

免責事項:このニュースは細心の注意を払い作成しておりますが、参考情報としてのみ参照ください。特定の専門的なアドバイスを得ることなく、行動をとること、もしくは控えることを推奨しません。詳細についてはASC Groupにお問い合わせください。ASCグループおよびASCグループ取締役、従業員、代理人は、パートナーは本ニュースアップデートの情報に関して、またはそれに基づく決定を行った者、または行わなかった行為から生じるいかなる損失についても、一切の責任または注意義務を負わないものとします。

[CLICK HERE FOR CORPORATE PROFILE](#)

<https://www.ascgroup.in/>

